

あんしん創造ねっと「乳幼児支援品提供事業」 実施要領

第1 目的

この要領は、あんしん創造ねっとに加入する社会福祉協議会（以下、「社協」）が、総合相談により把握した乳幼児を抱えた困窮世帯に対して支援品を提供する。

第2 事業の名称

この事業の名称は、「乳幼児支援品提供事業」とする。

第3 事業協力機関

社会福祉法人長野市社会事業協会 長野市ななせ仲まち園（以下、「ななせ仲まち園」）

第4 事業の内容

乳幼児を抱えた生活困窮世帯に対する支援として寄附やフードバンクなどで賄えないミルク等を提供する。

第5 対象者

乳幼児を抱えた生活に困窮している世帯

なお、生活に困窮している世帯とは生活困窮者自立支援法第3条の規程による。

第6 支援方法

- ①生活就労支援センターまいさぼと連携し、ななせ仲まち園へ『支援食糧申込書』に具体的に必要な物品を記入し、提出する。
- ②ななせ仲まち園では申込内容を把握し、寄附やフードバンクなどで賄えない物について、県社協と相談のうえ購入する。
- ③ななせ仲まち園から物品を郵送する。

附則

- 1 この要領は、令和元年6月1日から実施する。
- 2 従前の「食を通じた支え合いの推進事業」実施要領（平成29年10月1日施行）は令和元年5月31日限りで廃止する。